

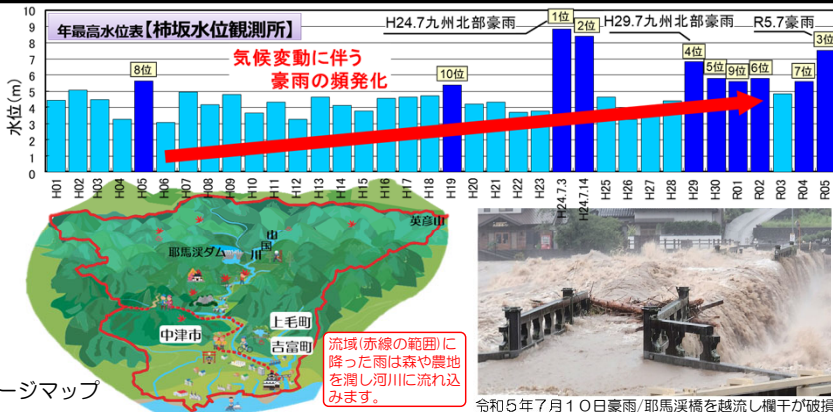


大分県内初

特定都市河川に指定されると

増大する水害リスクに備え、流域治水を強力に推進し、水害に強いまちづくりを目指します

近年、気候変動の影響により、これまで以上に豪雨や災害の激甚化・頻発化の恐れがあります。山国川でも、平成24年、平成29年、令和5年など、近年たびたび豪雨に見舞われています。その為、山国川圏域では、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」に取り組んでいます。特定都市河川の指定は、この「流域治水」を本格的に実践していくものです。



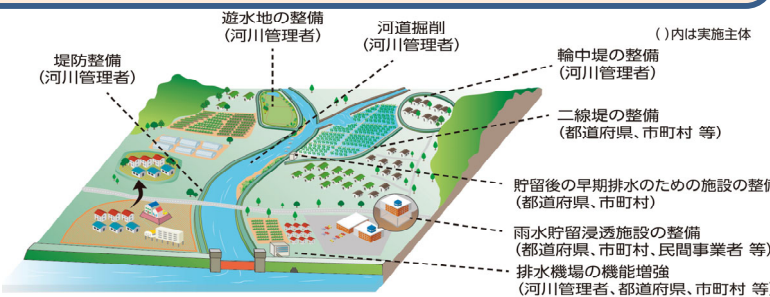
1. 計画に基づくハード対策を加速化します

特定都市河川・特定都市下水道の整備

堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。

※流域水害対策計画への位置付けが必要です。

特定都市河川におけるハード対策(河川)の例



2. “いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可 (第30条)

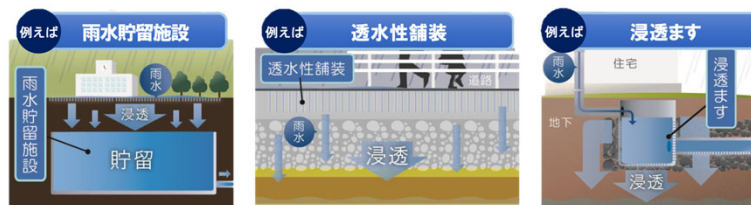
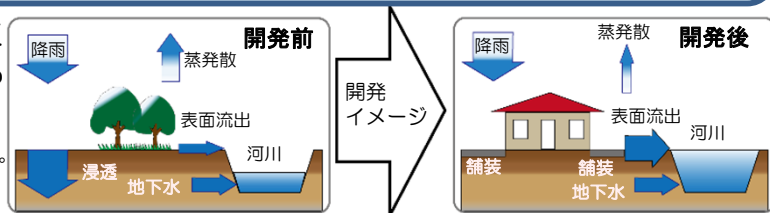
保全調整池の指定等 (第44条～第52条)

貯留機能保全区域の指定等 (第53条～第55条)

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、浸水被害の頻度を高める恐れがある為、流出する雨水量が増える恐れのある一定規模※以上の行為の制限や貯留機能の保全を行います。※1,000㎡。

雨水流出の増加を抑制

一定規模※以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。



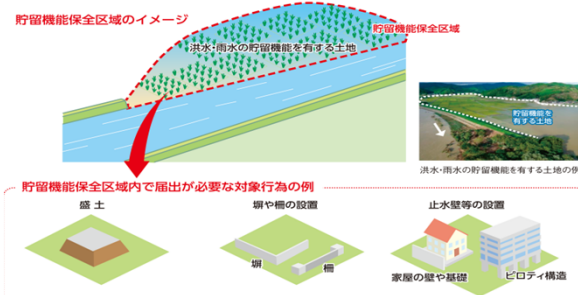
雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。

○貯留機能保全区域

- 河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
- 機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け
- 固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減





3. 雨水流出のさらなる抑制をします

雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第11条）

雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助（第16条、第79条）

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例 ②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例

【平常時】



【出水時】



<交付金による支援> (R3.4~)

予算：国の補助率：1/3

※但し民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

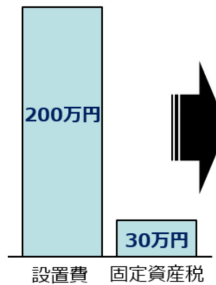
<特定都市河川流域での支援> (R3.11~)

予算：国の補助率：1/2

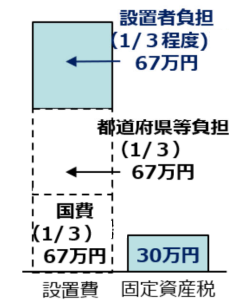
税制：固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合*に軽減

*1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲

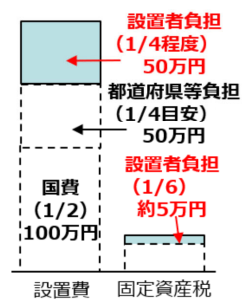
[支援無し]
負担総額 230万円



[交付金による支援]
最小約97万円程度



[特定都市河川流域での支援]
最小約55万円程度

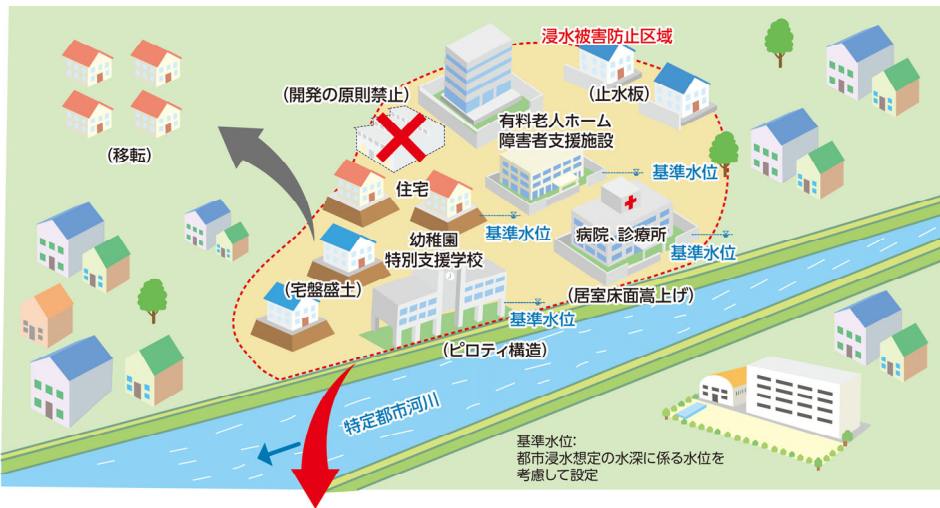


4. 水害リスクを減らすまちづくり・住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等（第56条～第76条）

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。

浸水被害防止区域のイメージ



浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

高上げ等の支援制度

災害危険区域等建築物防災改修等事業

・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

・区域内の宅地の高上げ等に係る支援

移転の支援制度

防災集団移転促進事業

・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援

がけ地近接等危険住宅移転事業

・区域内からの住宅の移転に係る支援

都市構造再編集中支援事業

・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

・区域内からの家屋の移転に係る支援

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部等を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。

特定都市河川ポータルサイト



なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定を目指すのか？

山国川は、約9割を火山岩を主とした山地が占める九州屈指の急流河川です。その為、豪雨時は水位が急上昇しやすく、幾度も浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。

このため「特定都市河川」の制度も活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強い、魅力的なまちを目指します。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）**に、貯留・浸透対策が義務付けられます。